

◆税関係証明書等を郵送で請求する際に用意していただくもの

① 必要事項を記入した交付請求書

※ **交付請求書は役場ホームページよりプリントアウトしてください。**

「各課・例規集・申請書」→「申請書一覧」→税関係証明書 ②税関係証明書交付申請書
車検用納税証明書の場合には「③税関係証明書交付申請書（車検用）」をご利用ください。

※ 不備・不足があった場合の連絡に使用しますので、電話番号（日中連絡先）は必ずご記入ください。連絡が取れない場合、発送が遅れることがあります。

② 手数料

※ 各証明書発行に必要な手数料分の**定額小為替**を郵便局で購入し、同封してください。

（定額小為替は有効期限内（発行日から6か月以内）のものを同封してください。）

※ 手数料に関しては、役場ホームページ（申請書ダウンロード→税関係申請書→①税務証明書手続きについて）をご覧ください。村民生活課までお問い合わせください。

※ **地方自治法施行令第156条に基づき、おつりが発生した場合には切手でのお返しとなりますのでご了承ください。**

③ 返信用封筒

※ 請求者の住所、氏名を記入し、**切手**を貼り同封ください。

※ 返送先は申請者の住民登録地に限ります。その他の住所や申請者以外の方へ送付することはできませんのでご注意ください。

④ 請求者本人を確認する書類

※ 本人が請求する場合 ・ **運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの証明書の写し**
※ 顔写真付き証明書がない場合はご相談ください。

※ 代理人が請求する場合 ・ **本人から直筆の委任状が必要です。**
代理人の本人確認書類の写し

※ 第三者請求の場合 ・ **法人の登記事項証明書（3か月以内発行）**
請求者（申請者）の社員証と本人確認書類
事務所の所在地を証明する書類

◆ 注意事項

- ・ 使用目的によっては追加で資料の提出を求めたり、また発行できない場合があります。
- ・ 偽りその他不正な手段によって交付を受けた場合は罰金が科されます。

◆ 送付先・問い合わせ先

〒904-1392
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座296番地

宜野座村役場

村民生活課 税関係証明書発行係 宛

〈問い合わせ先〉
村民生活課（直通）
TEL：098-968-8535



水と緑と太陽の里
宜野座村



（↑切り取って送付用封筒の送付先としてお使いください。）